



家具転倒防止器具の取付を代行します

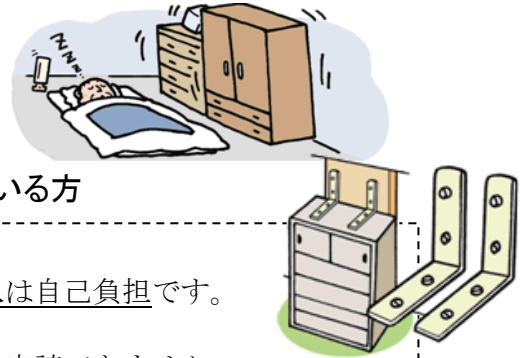
申請期間：平成 25 年 10 月 1 日～10 月 31 日

先着 500件まで

横浜市では、下記条件に当てはまる世帯を対象に、家具転倒防止器具の取付を無料代行します。

◇事業の対象 同居している家族全員が、下記の①～⑤のいずれかに当てはまっている世帯

- ① 75 歳以上の高齢者
- ② 身体障害者手帳の交付を受けてる方
- ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている方



◎注意事項

- ・取付は無料で代行しますが、家具転倒防止器具の購入は自己負担です。
- ・取付は家具2つ分までとなります。
- ・①～⑤のどれもあてはまらない同居家族がいる場合、申請できません。

詳しくは、広報よこはま(市版)9月号や横浜市ホームページ(9月から)をご覧ください。
また、8月中旬から区役所窓口等で募集チラシ・応募用紙を配布する予定です。



介護のはてな? 第14回「訪問医療 在宅療養支援診療所」

病院に出向くことの困難な方に、月2回以上の定期訪問を行い、診察治療を行ってくれるお医者さんが増えています。複数の医師を擁し24時間の緊急対応にも応じる場所は、「在宅療養支援診療所」として診療報酬が設定されています。在宅でも安心して受けられる医療はこれからの社会に必要な不可欠なもの。現代医学では積極的治療ができなくなった方のサポートや、住み慣れた環境の下で余生を過ごす手助けもしてくれます。

訪問診療を希望する場合、まず家族(またはケアマネジャー)が「訪問診療」を表示する医院に相談します。訪問診療に該当すると判断されれば、日時を決めて、訪問が始まります。

費用はおおよそですが

- ① 医療保険の診療報酬自己負担 月1回目 6,000円くらい
2回目 1,000円くらい(注:一割負担の方)
- ② 交通費(車代)
- ③ 介護保険居宅管理指導報酬自己負担 月2回 500単位
- ④ 別途 処方薬の自己負担料金



「居宅管理指導」は介護保険の分野で医療と福祉の連携を進めることを目指します。

これは便利!!

熱中症の予防対策に!

～携帯型熱中症計「見守りっち」～

気温と湿度を計測し、お部屋の熱中危険度を警戒ブザーでお知らせします。

